

資料 2

# 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 (概要版)

## 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間5年間)

→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、  
→ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。  
→児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。

## 2

# 子ども・子育て支援の意義

- 「子どもの最善の利益」の実現される社会を目指す。
- 全ての子どもや子育て家庭（障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む。）を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

## 【子どもの育ちに関する理念】

- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する

## 【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援
- 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る。  
(妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく。)

## 【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。

## 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

(1)

### 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・ 子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

○子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施

○市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体

- ・子ども・子育て支援の利用状況+利用希望を把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施

○子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼

→幼稚園・保育所と小学校等の連携のための取組の推進

→幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

→施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等

→障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮

(2)

### 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

○質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、連携・協働の体制を整備する。

- ・府内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
- ・市町村と事業者、市町村と都道府県の連携・協働
- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る関係機関の連携

## 3

## 市町村子ども・子育て事業計画のイメージ①

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

### 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育て  
を行う家庭

子ども・子育ての利用希望  
⇒学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭

子ども・子育ての利用希望  
⇒学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭

子ども・子育ての利用希望  
⇒保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育て  
を行う家庭

子ども・子育ての利用希望  
⇒子育て支援

### 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、

「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載。

### 計画的な整備

#### 子どものための教育・保育給付

施設型給付の対象=認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付の  
対象= 小規模保育事業者／家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者／事業所内保育事業者

#### 地域子ども・子育て支援事業

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり／ 乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

・放課後児童クラブ

## 市町村子ども・子育て事業計画のイメージ②

### «計画への記載事項»

市町村子ども・子育て支援事業計画には、

- 基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- 任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

### (1) 計画必須記載事項

- ①区域の設定
- ②各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### (2) 計画任意記載事項

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 市町村子ども・子育て事業計画のイメージ③

### 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成

#### (1) 計画必須記載事項

##### ① 区域の設定

- 地理的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備の状況等の条件を総合的に勘案し、小、中学校、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める。

##### ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

###### 【ア】 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

###### 【イ】 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【ア】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

【イ】実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

○幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

○保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

## (2) 計画任意記載事項

### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

○子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載

### ② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備

### ③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び市町村の実情に応じた施策を記載

- ・児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実について、都道府県が行う施策との連携に関する事項等も記載

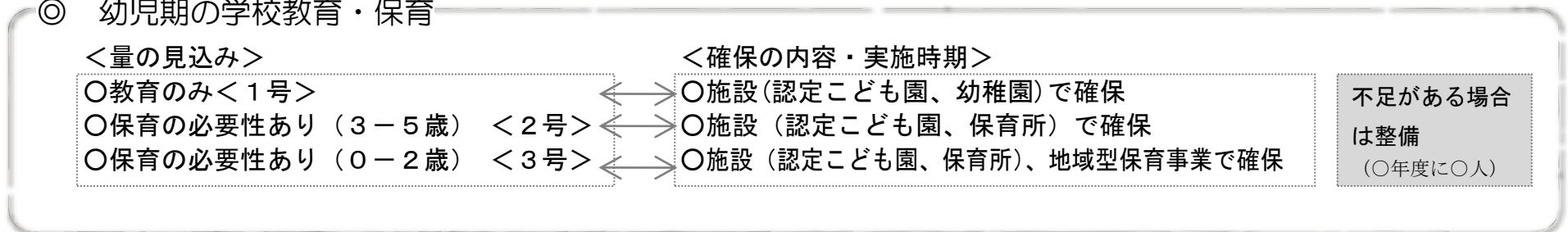
### ④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、府労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携し、地域の実情に応じた取組を進める。

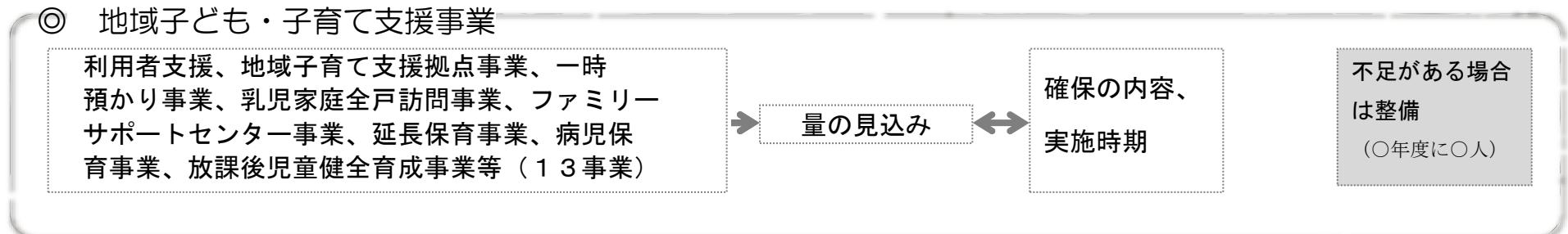
## 市町村子ども・子育て事業計画のイメージ④

### ≪記載が必要な事項のイメージ≫

- ◎ 区域設定
- ◎ 幼児期の学校教育・保育



- ◎ 地域子ども・子育て支援事業



- ◎ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- ◎ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ◎ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ◎ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 市町村子ども・子育て事業計画のイメージ⑤

«量の見込み及び確保の内容の記載イメージ»

### (1) 幼児期の学校教育・保育

		1年目			2年目			3年目			...
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	...
①	量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
② 確保 の 内 容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	...
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育 居宅訪問型保育、事業所内保育)			20人			30人			50人	...
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...

○市町村は、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※事業ごとに記載。

### 【参考：地域子ども・子育て支援事業一覧】

事 項	内 容
①利用者支援	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。
②地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。
③妊婦健診	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するために適切な健診を行う。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。要保護児童対策地域協議会の機能強化を行う。
⑥子育て短期支援事業	《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。 《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
⑧一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる。
⑨延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う。
⑩病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う。
⑪放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、特定教育・保育、特別利用保育など、また、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用など市町村が定めるものの全部又は一部を助成する。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者（株式会社、NPO法人など）の能力を活用した施設の設置や運営を促進する。

## 子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等（いわゆる地方版子ども・子育て会議）を置くことに努める。
- 地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。